

令和元年

議会運営委員会

6月27日

豊明市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録

令和元年 6 月 27 日

午前 9 時 15 分 開会

午前 9 時 31 分 閉会

1. 出席委員

委員長	近 藤 郁 子	副委員長	近 藤 善 人
委員	堀 内 ち ほ	委員	ごとう 学
委員	青 木 亮	委員	鵜 飼 貞 雄
委員	近 藤 千 鶴	委員	毛 受 明 宏
議長	三 浦 桂 司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議 事 課 長	近 藤 恒 明	議 事 担 当 係 長	花 井 悟 之
---------	---------	-------------	---------

4. 説明のため出席した者の職、氏名

議 会 事 務 局 長	鈴 木 美 智 雄
-------------	-----------

5. 傍聴議員

服 部 龍 一	いとう ひろし	中 村 めぐみ	林 ゆきひろ
近 藤 ひろひで	清 水 義 昭	郷 右 近 修	宮 本 英 彦
ふじえ 真理子			

6. 傍聴者

一般傍聴者 1 名

午前9時15分開会

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ただいまより議会運営委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、議長より御挨拶をお願いいたします。

○議長（三浦桂司議員） 議運に付託されました請願、傍聴人の議場等への電子機器の持ち込み、使用を求める請願、再審査を求める動議が2件出ておりますので、慎重審議をお願いいたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

（一般傍聴者入室）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 本日の議事につきましては、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は、意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしましたとおり、毛受委員とごとう委員より動議が提出されておりますので一括議題といたしたいが、これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。よって、2件の動議を一括議題として取り扱います。

初めに、提出者の毛受委員より説明願います。

○毛受明宏委員 私からの請願第2号の再審査の動議なんですけど、6月20日に初めの委員会が開催されまして、その中の審査において請願2号の審査をしましたが、その後、市民より、県内の状況把握について御意見をいただき、採決に影響する可能性もあると思われるためでありますので、以上です。請願内容と全く同じなんですけど。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御苦労さまでした。

続いて、提出者のごとう委員より説明願います。

○ごとう 学委員 今回の毛受議員とほとんど同じですけども、前回、6月20日の議会運営委員会でのこの請願第2号の審査を行いました。その際に、他市の状況はというような質問に対して、ほかにはないというような議会事務局の説明がありましたけれども、その後、そのほかにも、特に県内にもあるということがわかりまして、言ってみれば間違った情報

に基づいて前回の審査をしたということが言えると思いますので、影響した可能性があると思いますので、再審査をお願いするということです。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。毛受委員から請願第2号について再審査されたいとの動議が提出されました。

本動議を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。よって、請願第2号を再審査することに決しました。

ただいま毛受委員提出の請願第2号について再審査することに決しましたので、ごとう委員提出の請願第2号について再審査を求める動議は、一事不再議により議決不要といたします。

それでは、請願第2号 傍聴人の議場等への電子機器持ち込み及び使用を求める請願を議題といたします。

請願者の趣旨説明、紹介議員の補足説明、当局の意見及び状況説明につきましては、事情の変更がないため省略することとし、質疑から進めることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成多数であります。

請願者の趣旨説明、紹介議員の補足説明、当局の意見及び状況説明を省略し、質疑に入ります。

（発言する者あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 失礼いたしました。

ただいまの質疑から進めることに賛成の方の挙手につきまして、全会一致でということになります。失礼いたしました。全会一致で質疑から入ることにさせていただきます。

質疑のある方は挙手を願います。

毛受委員。

○毛受明宏委員 内容的に、前回、県内の状況把握について当局より答弁がありまして、調べた限りではないという回答をいただきましたけど、実施している市があるのではないかと御指摘が結局ありました。再度、当局へ説明を願いたいと思うものですが、いかがでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） 6月20日の時点で、私どもちょっと未確認で申しわけなかったんですが、県内の市議会で、岩倉市が平成26年6月より、傍聴者が写真撮影、動画撮影を許可制から原則自由とされておりました。調査が不足しており、御迷惑をかけまして申しわけございませんでした。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 県内で、もう一回ちょっとどこがやっているか、済みません。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） 県内で、岩倉市議会ということでございます。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 岩倉市は、私もちょっといろいろ聞いた情報では、視察へ行ってないメンバーだったので中身がわかってないんですけど、これっていうのは、何年ぐらいからこういう許可制をとったのかというのをお願いします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） 平成26年6月1日からこういう制度にしたということで聞いております。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 その確認ですけど、許可制と言われましたけど、許可制ではなくて自由という、さっき説明でしたけれども。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） 以前は許可制であったとお聞きしております。許可制から原則自由にしたということでございます。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 許可制から原則で……。逆ですか。

(一緒の声あり)

○毛受明宏委員 ですね。

ということですけど、原則の意味について、原則自由ということですね、その意味について説明はできるでしょうか。

○議会運営委員長(近藤郁子議員) 答弁できますでしょうか。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木美智雄君) これ、ちょっと聞き及びますと、原則自由というのは、市民の皆さんにホームページ等で発表しておることをごさいますて、議会の傍聴規則のほうでは、傍聴人の写真撮影等につきましては、できる規定とされております。することができるという表現がされておるものでございます。

2項のほうで、議長には、撮影等が議事の妨げ、ほかの傍聴人に影響を及ぼす場合は、方法を変更を求めることができる。なお、これに従わない場合は、撮影等を禁止することができるかとされておる取り扱いでございます。

以上です。

○議会運営委員長(近藤郁子議員) ほかにございませんか。

毛受委員。

○毛受明宏委員 ということは、全く自由ということではなくて、一定条件がついているということで、その理解でよろしいでしょうか。

○議会運営委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木美智雄君) お見込みのとおりだと思います。

○議会運営委員長(近藤郁子議員) ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今の質問で再確認ですけれども、条件があって認められているのではなくて、自由に認められているけれども、妨げがあるような場合は、これ当然のことですけれども、写真撮影に限ったことではないですけれども、議長がそれを制止するなり、方法を変更するとか言われましたかね、先ほど。というような、そういうこと、そういう理解でよろしかったでしょうか。

○議会運営委員長(近藤郁子議員) 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長(鈴木美智雄君) ごとう委員御指摘のとおり、お見込みのとおりでござ

います。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 実はこの岩倉は、平成30年1月15日に当市の議会運営委員会で視察に行っておりまして、私もそのときに行きましたけれども、その中で、議会の傍聴は一切の手續を必要とせず、写真、動画撮影、録音することができる。そんなことで、傍聴者は少しずつふえているというふうに、私の報告書にはそういうふう書いてあるんですけども、ほかの方の報告書にも、このことに言及されておる方が何人かみえましたけれども、そういうことについて、議会事務局としては承知はしてみえなかったのでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 承知をしていたか、承知をしていなかったかということですか。

○ごとう 学委員 はい。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁願います。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） そのあたりにつきましては、確認を怠っていたということは事実でございます。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 岩倉市は、その傍聴人の議場への電子機器の持ち込みを可能にする前と、後の傍聴人の数の変化というのは、大きく変わったのでしょうか。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 答弁できますでしょうか。

鈴木議会事務局長。

○議会事務局長（鈴木美智雄君） これ、御指摘をいただいた後に、先日、岩倉市議会のほうで少し確認させていただいたんですが、原則自由にしておるということで、傍聴が何人来たかという数を把握できていないということで、正確な数はお答えできないということでございました。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

鵜飼委員。

○鵜飼貞雄委員 請願第2号について、不採択の立場で討論いたします。

私も、議会運営委員会の行政視察で岩倉市に行ったメンバーです。岩倉市でのその取り組みなどを伺ったところ、非常に先進的な事例で、いずれこういった流れが全国にも広がっていくのかなというふうに私も思った次第であります。

どちらかといえば、近隣市町の状況というよりは、前回のこちらの議会運営委員会での討論でもお話ししたとおり、私が不採択の立場としているその主な要因たるものというのは、やはり、その電子機器の作動音であるとか、あとは着信音、またその情報の取り扱い方というものに対して、まだ課題が残っているというか、懸念材料がまだたくさんあるのではないかと。そういった思いから不採択の立場をとらせていただいたというのは、この前回の6月20日の議会運営委員会に出席された方であれば、理解していただいていると思います。以上の理由をもってして、不採択の立場です。

以上です。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、請願第2号 傍聴人の議場等への電子機器持ち込み及び使用を求める請願について、賛成といたしますか、採択の立場で討論いたします。

理由は4点ほどありますけれども、1つは、この請願の前段の部分、持ち込みとか使用とか、こういったことは議員もやっていることなので、当然のことかなというふうに思います。

それから2点目の、自由に写真を撮影したり動画を撮ったりということについては、市の議会基本条例で開かれた議会を目指す本市議会としては、当然考えていかなければならないことだろうというふうに思います。そして、既に録画中継等が行われておりますので、何も支障はないというふうに考えます。

それから3点目ですけれども、この岩倉市の視察、私も行きましてお話をお聞きしました。特に問題はないということでしたし、先ほどは数を把握してないというような事務局の報告でしたけれども、私がそのときに聞いた記録としては、傍聴者はこのことによって少しずつふえているという、その当時、31年の1月当時の話ですけれども、そういう……。

(30の声あり)

○ごとう 学委員 30年の1月、そういう説明でありました。

この議会運営委員会の視察というのは、ただで行っているわけではなくて、公費を使って先進地に学びに行っているわけですので、そこで学んできたことは、市民の血税を使っ

て視察に行ったその結果を生かすためにも、取り入れていくべきだというふうに思います。

それから4点目、シャッター音とか、先ほど着信音とか、そういったことに懸念があるということでしたけれども、着信音は、私もかつて議運のときに出してしまったことがあって、それ以後はずっとマナーモードのままにしておりますけれども、ルールをつくって自覚をしてもらうようにすれば、これは防ぐことができると思います。最悪の場合は、岩倉市のように、議長が制止をするなり退場を命ずるなりすればいいことでありますので、きちんと対応はできるというふうに考えます。

以上4点で、採択といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

近藤副委員長。

○近藤善人委員 本会議でも討論しますけれども、ここでは簡単に。

前回でも言ったんですけれども、請願の1については納得できますけれども、2については少しちょっと納得できない部分があるので、趣旨採択といたします。

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） それでは、以上で討論を終結し、採決に入ります。

請願第2号は、採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。

続いて、請願第2号は、趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 賛成少数であります。よって、請願第2号は、採択、趣旨採択ともに賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書につきましては、私に一任願えますでしょうか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） ありがとうございます。委員会報告書につきましては、例に従い提出をさせていただきます。

さらにお諮りいたします。既に本会議における討論の通告を提出いただいておりますが、再審査を行いましたので、通告の変更を可とし、さらに当日の討論はできることに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議会運営委員長（近藤郁子議員） 御異議なしと認めます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて議会運営委員会を閉会いたします。

午前9時31分閉会